

情報提供

那医発第 547 号
令和 8 年 1 月 23 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗

常任理事 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「医療安全等関係通知の送付について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。
別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

.....記.....

沖医発第 1354 号 F

令和 8 年 1 月 16 日

地区医師会医療安全担当理事 殿

沖縄県医師会

理事 天願 俊穂

（医療安全担当理事）

（公 印 省 略）

医療安全等関係通知の送付について

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の件について、日本医師会より医療安全等関係通知が届いておりますので、本通知をもってお知らせすると共に、以下に概略を説明申し上げます。

- ① については、内閣府「性犯罪・性暴力被害者支援のための医療関係者向け研修」が来る 2 月 5 日（木）に開催されることをお知らせするものです。
- ② については、トリパンプルー染色液を使用した水晶体再建術後に、真菌による眼内炎を発症した事例が国内において複数例報告され、この染色液が真菌に汚染されている可能性が高いとの報告がされたことから、注意喚起のためのお知らせが届いております。
- ③ については、日本医療機能評価機構より、医療事故情報収集等事業第 83 回報告書が公表されたことをお知らせするものです。
- ④ については、厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長ならびに同局医薬安全対策課長より、かぜ薬等の添付文書等に記載する使用上の注意の一部改正に関する通知が発出されたことをお知らせするものです。
- ⑤ については、今般の法改正により指定濫用防止医薬品が規定され、その適正使用を促進する観点から、指定濫用防止医薬品に係る外部の容器等への使用上の注意の記載の追加等を行い、「要指導医薬品及び一般用医薬品の使用上の注意記載要領」が定められたことをお知らせするものです。
- ⑥ については、アートメイクの施術に関して、医師免許を持たない者が業として行くと医師法第 17 条に違反することが既に示されており、施術の名称に関わらず、違反行為がないよう美容所等に周知徹底し、適正な美容業務の実施を確保するよう通知が発出されたことをお知らせするものです。
- ⑦ については、厚生労働省医薬局医薬安全対策課より日本製薬団体連合会安全性委員会委員長宛て「使用上の注意」の改訂に関する通知が発出されたことをお知らせするものです。
- ⑧ については、厚生労働省医薬局医薬安全対策課より一般社団法人再生医療イノベーションフォーラム代表理事会長宛て「使用上の注意」の改訂に関する通知が発出されたことをお知らせするものです。
- ⑨ については、⑦「使用上の注意」の改訂の発出に伴い、かぜ薬等の添付文書等

に記載する使用上の注意が一部改正されたことをお知らせするものです。

貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員に対する周知方についてご高配くださいますようお願い申し上げます。

なお、当該文書にかかる関係資料については、沖縄県医師会文書映像データ管理システムにてご確認くださいようお願い申し上げます。

記

No	文書番号	発送月日	文書名
①	第 1585 号	R7.12.26	内閣府「性犯罪・性暴力被害者支援のための医療関係者向け研修」開催の御案内（周知協力依頼）
②	第 1590 号	R7.12.26	トリパンプルー染色液が原因と推測される真菌による眼内炎発症事例について
③	第 1595 号	R8.1.5	公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故情報収集等事業第 83 回報告書の公表について
④	第 1626 号	R8.1.8	かぜ薬等の添付文書等に記載する使用上の注意の一部改正について
⑤	第 1634 号	R8.1.9	要指導医薬品及び一般用医薬品の使用上の注意記載要領について
⑥	第 1639 号	R8.1.13	美容所等におけるアートメイク施術について
⑦	第 1656 号	R8.1.14	「使用上の注意」の改訂について
⑧	第 1657 号	R8.1.14	「使用上の注意」の改訂について
⑨	第 1660 号	R8.1.14	かぜ薬等の添付文書等に記載する使用上の注意の一部改正について

沖縄県医師会庶務課

TEL: 098-888-0087 FAX: 098-888-0089

shomu@ml.okinawa.med.or.jp